

新	旧
<p>(施設)</p> <p>第2条 センターは次に掲げる施設によって構成する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>白岡市立歴史資料館</u>及びギャラリー（以下「<u>資料館</u>」という。）</p> <p>(3) 図書館及び<u>資料館</u>を除く施設（以下「生涯学習施設」という。）</p> <p>(利用時間)</p> <p>第6条 センターの施設の利用時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(1) 図書館及び<u>資料館</u> ア・イ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第7条 センター（図書館及び<u>資料館</u>を除く。）を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>2 略</p> <p>(入館の禁止等)</p> <p>第13条 教育委員会は、センターの秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の<u>利用を制限し、若しくは入館を禁止し、又はその者に対し、退館を命ずることができる。</u></p>	<p>(施設)</p> <p>第2条 センターは次に掲げる施設によって構成する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>歴史資料展示室</u>及びギャラリー（以下「<u>展示室</u>」という。）</p> <p>(3) 図書館及び<u>展示室</u>を除く施設（以下「生涯学習施設」という。）</p> <p>(利用時間)</p> <p>第6条 センターの施設の利用時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(1) 図書館及び<u>展示室</u> ア・イ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第7条 センター（図書館及び<u>歴史資料展示室</u>を除く。）を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>2 略</p> <p>(入館の禁止等)</p> <p>第13条 教育委員会は、センターの秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の入館を禁止し、又はその者に対し、退館を命ずることができる。</p>